

# 宝塚市公式SNS運用方針

令和6(2024)年5月16日策定

## 1 趣旨

この方針は、民間企業が提供するソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)を利用したさまざまな情報発信を目的とし、宝塚市(以下「市」という。)が開設する各種公式 SNS の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

## 2 SNS の定義

SNS とは、Instagram、X(旧 Twitter)、Facebook、LINE、YouTube、note などインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

## 3 運用主体および管理者

市広報課及び各発信部署が運用する各 SNS を総称して市公式SNSとする。

市公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、市公式SNS運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く。運用管理者は、広報課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

- (1)市公式SNSのアカウント開設に関すること
- (2)市公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言
- (3)運用方針の策定に関すること
- (4)その他、市公式SNSの運用に関すること

## 4 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、市公式SNSのアカウント名及び担当課名を、市ホームページ上に明示する。

## 5 情報発信内容

市公式SNSを利用して発信する情報は、次のとおりとする。

- (1)市政情報、市内の観光情報及び災害情報
- (2)市及び市教育委員会が主催・共催・後援するイベント情報
- (3)前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報

## 6 運用方法

市公式SNSで情報を発信する職員は、各発信部署の所属長(以下「所属長」という。)が指定した者とし、発信内容に関して所属長が責任を負うものとする。

情報の発信時間は、原則開庁日の午前9時から午後5時30分までとする。ただし、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、閉庁時であっても、所属長の判断により情報を発信できるものとする。

市公式SNSに投稿された意見等には、原則として返信しない。

## 7 禁止事項

下記の事項に該当する情報の発信又はコメント等を禁じる。該当する場合、運用管理者または所属長は予告なく削除できる。

- (1)法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2)特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3)政治、宗教活動を目的とするもの
- (4)著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5)人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6)公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (7)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (8)本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (9)有害なプログラム等に誘導するもの
- (10)わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (11)その他、運用管理者または所属長が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 8 著作権

市公式SNS掲載情報(テキストや画像等)に関する知的財産権は市又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合及びSNS上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載してはならない。

## 9 リンク

市公式SNSのリンク先は、原則として市公式SNS間、市ホームページ及び国、県、他の公共団体または公益法人等が開設したホームページとする。ただし、運用管理者または所属長が必要と認めるものは、この限りでない。

## 10 運用の停止または終了

市は、市公式SNSの運用が困難になった場合には、運用を停止または終了することができ、その旨を市ホームページで周知するものとする。

## 11 免責事項

市は、市公式SNS掲載情報の正確性には万全を期すが、利用者が当該情報を用いて行う行為についていかなる場合も一切の責任を負わない。

市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

市は、予告なく本運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする。